

第 58 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 46 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
4-(2)	第 46 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
5-(1)	第 37 回 コーデックス総会 (CAC) 仮議題 [仮訳]
5-(2)	第 37 回 コーデックス総会 (CAC) 主な検討課題
6-(1)	第 27 回 加工果実・野菜部会 (CCPFV) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 27 回 加工果実・野菜部会 (CCPFV) 主な検討課題

## 第 58 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 26 年 7 月 3 日（木）

13:30 ～ 16:00

場所：航空会館 大ホール

### 議 事 次 第

#### 1. 議題

○最近検討された議題について

① 第46回 残留農薬部会

○今後検討される議題について

② 第37回 コーデックス総会

③ 第27回 加工果実・野菜部会

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

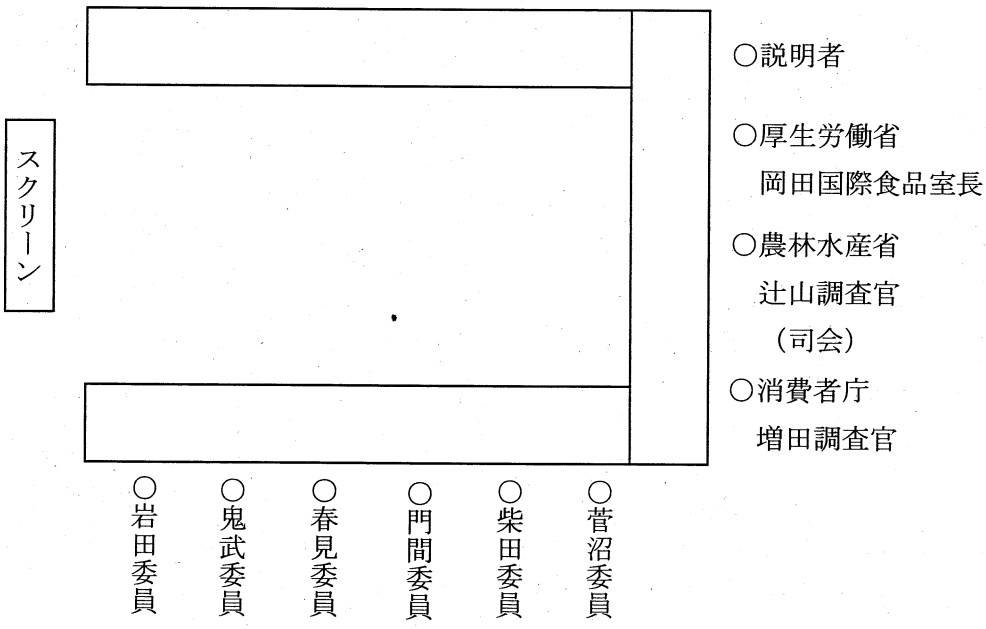
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 開発企画室 室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長 食生活特別委員会 委員長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第 58 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 26 年 7 月 3 日 (木)

事務局等

- 山根委員 ○
- 山浦委員 ○
- 蓮尾委員 ○
- 高谷委員 ○
- 脊黒委員 ○



- 岩田委員
- 鬼武委員
- 春見委員
- 門間委員
- 柴田委員
- 菅沼委員

報道等

傍聴 (60名)

入口



## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回残留農薬部会

日時：2014 年 5 月 5 日（月）～5 月 10 日（土）

場所：南京市（中華人民共和国）

### 議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO 並びに FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2013 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会（CCPR）で生じた特定の懸案に対する 2013 年 JMPR の回答
6(a)	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
7	かんきつ類のグループ MRL のきんかんへの適用可能性に関する討議文書
8(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：選択された野菜類
8(b)	食品及び飼料中のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：その他の選択された野菜類
8(c)	Table 2 「議題 8(a) 及び 8(b) の野菜の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）（ステップ 4）

9	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案
10	CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の改訂
11	Minor Crops/Specialty Crops（マイナー作物）に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
12	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
13	その他の事項及び今後の作業
14	次回会合の日程及び開催地

## 第 46 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

## 1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 5 月 5 日 (月) ～5 月 10 日 (土)

場所：南京市 (中華人民共和国)

## 2. 参加国及び国際機関

59 加盟国、1 加盟機関 (EU)、10 国際機関 合計 264 人

## 3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長	瀬川 雅裕
厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課国際食品室室長補佐	横田 栄一
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課残留農薬専門官	小川 麻子
国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長	根本 了
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	入江 真理
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬国際審査官	高岸 克行
内閣府食品安全委員会事務局評価課課長補佐	堀部 敦子
内閣府食品安全委員会事務局評価課係長	齋藤 陽子

## 4. 概要

(1) コーデックス農薬最大残留基準値 (MRL) 設定にあたっての基本的な原則・ルールに関する議題
--

## 議題 10 CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の改訂 (※参考 1 を参照)

(経緯)

コーデックス MRL を設定する際の基本的な考え方やルールが定められている本原則の改訂については、第 40 回部会 (2008 年) の合意を受け、

- (1) FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) により評価される農薬の優先リストの規準を同原則に編入すること
- (2) CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則に掲載すること
- (3) 15 年に 1 度行われるコーデックス MRL の定期的再評価のルールの見直しを行うこと等について作業が進められてきた。

本改訂作業の最大の論点は、定期的再評価の際のデータ要求及びコーデックス MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

現行では、農薬メーカーから必要なデータが提出されないこと等により JMPR による定期的再評価ができない場合、既存のコーデックス MRL を廃止することが定められている。これを、定期的再評価において、農薬メーカーが自らデータを提出せず他の主体 (政府等) がデータを提出する場合でも、一定の要件を満たせばコーデックス MRL を維持することができるように改訂することが提案されていた。その際に必要なデータの要件について、数年間検討した結果、第 45 回部会 (2013 年) で、2012 年に JMPR から示された見解と整

合性を取った内容を盛りこむこととなった。その他の論点についても大筋合意された。

(結果)

今次部会では、前回の第 45 回部会以降、電子作業部会（議長国：コスタリカ、共同議長国：チリ）において検討された、これまでの部会の合意に伴い必要となる修正やその他形式的な修正を含む改訂案全体が提示された。これに対し、我が国や EU を含む数か国から、文意をさらに明確化するための修正意見が提出された。このため、2 回の会期中作業部会（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ及びチリ）において、修正意見が提出されたパラグラフについて集中的な議論を行い、その後本会合で改訂案全体について議論し、必要な修正を行った。その結果、本原則の改訂案について、第 37 回総会に対し、承認及び手続きマニュアルに編入するよう求めることが合意された。主な改訂内容は以下のとおり。

▶ JMPR により評価される農薬の「優先リスト」の規準：定期的再評価

第 45 回部会で、前回の評価から 15 年経過しており定期的再評価の候補には上がっているが、その実施目途が決まっていない農薬について、一定の条件に基づき、実施予定時期を決定することが合意された。今次部会では、この条件を明確化するために我が国が提案した修正案に基づき議論した結果、我が国の提案が概ね反映された。

具体的には、優先リストの Table 2B（前回の評価から 15 年経過しており定期的再評価の候補には上がっているが、未だそのスケジュールが決まっていない農薬）に掲載されている農薬のうち、以下のいずれかに該当する農薬を Table 2A（今後 5 年間の JMPR の評価対象候補となる農薬のリスト）に移動することになった。

- (1) メンバー国から人の健康上の懸念等を示す情報が提出された農薬
- (2) データインベントリを元に、評価に必要なデータが入手可能であることが確認された農薬
- (3) 25 年間再評価が実施されていない農薬

また、前回の評価から 15 年経過しておらず Table 2B に掲載されていない農薬であっても、メンバー国から人の健康上の懸念を示す情報が提出されたものについては、Table 2A に移動することになった。

▶ 定期的再評価におけるデータ要求

第 45 回部会で、農薬メーカーが自らデータを提出する場合（Case A）とは異なり、他の主体がデータを提出する場合（Case B）に必要なデータの要件を明確化した（→データ／情報の提出様式には妥協するが、データ提出主体によらず評価の質を保つ必要）。

今次部会では、Case A と Case B の 2 つの場合のデータ要求や手続きに関し、JMPR 事務局から、本原則に詳細な記述を盛り込む必要はなく簡素化すべきとの指摘があり、議論の結果、詳細な記述を盛りこまず、Case A については FAO Manual、Case B については 2012 年 JMPR 報告書における一般的検討事項を引用することになった。ただし、Case A のうち、農薬メーカーが毒性データを提出するが特定の commodity の残留データを提出しない場合に、当該コーデックス MRL の維持又は新規設定を求めるメンバー国が提出するデータに関する記述については、FAO Manual に盛り込まれていないため、当面（FAO Manual の改訂まで）本原則に盛り込むことになった。

➤ concern form 及び再評価の優先度検討に用いる form の提出手続き

我が国及び米国が共同で作成した改訂案をもとに、以下の2つの form について、それぞれの提出の時期や必要な手続きを新たに盛り込むことになった。

- (1) JMPR の評価結果に異議があり、MRL 案のステップを進めることに懸念がある場合に提出する concern form (Annex A)
- (2) 再評価を優先的に実施する目的で、過去に評価された農薬について人の健康への懸念に関する情報を提出する form (Annex B)

➤ MRL 推定にあたって比例性(Proportionality)<sup>1</sup>の概念を適用する際の原則及びガイダンス

比例性の概念の適用に関する原則及びガイダンスについて、第 36 回総会 (2013 年) における合意を受け、本原則の Annex C として編入することになった。なお、今次部会で、コーデックス事務局が形式的な修正を行うことが提案したが、EU 等から、文意が変更されるため不適切との反対意見が相次いだ。その結果、比例性の適用可能な条件について誤解が生じることを避けるため、第 36 回総会で採択された記述を維持することになった。

**2. MRL 設定対象の食品分類の改訂や、マイナー作物への MRL 設定促進に関する議題**

**議題 8(a) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7) : 選択された野菜類**

**議題 8(b) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 4) : その他の選択された野菜類**

農薬の残留の程度の類似性に基づき、貿易される各食品をグループ分けしたリストである食品及び飼料のコーデックス分類について、近年の貿易実態等を踏まえ、2006 年から改訂作業が進められている (※これまでの改訂状況は、参考 2 を参照)。

今次部会では、(a)根菜及び塊茎状野菜類の改訂案 (ステップ 7)、(b)うり科果菜類、豆類 (未成熟) 及び豆類 (種実) の改訂原案 (ステップ 4) が議論された。

(a)については、新たな食品の追加、サブグループの設定を反映し、野菜群の他の分類の改訂作業の完了を待つため、ステップ 7 に留めることが合意された。

(b)については、豆類 (種実) の改訂案について、いくつかの食品を追加するとともに、サブグループや食品名の案に含まれていた "dried" を "dry" とするなどの変更を加えた上で、ステップ 5 に進めることが合意された。

一方、うり科果菜類及び豆類 (未成熟) については、サブグループ案について様々な意見があり合意が得られなかったため、ステップ 3 に戻してコメントを求めるとともに、電子作業部会 (議長国 : オランダ、共同議長国 : 米国) を再度設置して引き続き検討することとなった。その際、メンバー国に対し、これらの分類のサブグループの決定にあたり、農薬残留に関する類似性、食品の形態の類似性、生産方法や生育習性の類似性、

<sup>1</sup> MRL は、国が定める農薬使用基準 (GAP) のうち残留が最大となる使用基準 (cGAP) の条件で実施した作物残留データをもとに推定される。ただし、±25% の投下量の幅は同じ GAP として扱ってよいとされている。比例性 (Proportionality) とは、このような条件に合致するデータが少ない場合、一定の範囲内の農薬投下量において、cGAP よりも 25% 以上高い又は低い農薬投下量で実施した作物残留データに、cGAP の投下量と当該作物残留試験における投下量の比を乗じて、cGAP に従った場合の残留データを推定する方法を指す。

可食部位、農薬の使用方法 (GAP) の類似性、グループ MRL 設定の柔軟性などの要素を考慮し、意見を求めることとされた。また、電子作業部会において、未検討のその他の野菜の分類の改訂も議論することが合意された。

▶ うり科果菜類に関する主な議論

- ・ サブグループを、皮を食べるか否かで2つに分類すべきとの意見があれば、同じ食品でも皮を食べるか否かは国の食習慣によって異なるとの意見もあった。そこで、電子作業部会議長は、皮を食べるか否かではなく農業慣行を考慮して (1) きゅうり/夏かぼちゃ、(2) メロン、(3) 冬かぼちゃの3つに分類することが適切と提案したが、食品分類を検討する他の国際的な枠組において合意された (1) きゅうり/かぼちゃ、(2) メロンの2つに分類すべきとの強い意見があった。

▶ 豆類 (未成熟) に関する主な議論

- ・ サブグループを、さやがあるか否かで大別することには特段の異論はなかったが、2つのサブグループとすべきか、それとも、さやがあるものとさやがないものそれぞれを、“Beans”と“Peas”に分けて計4つのサブグループとすべきかについて意見が分かれた。
- ・ なお、えだまめについては、さやえんどうのようにさやごと食べられる食品との混同を避けるために我が国が提案した説明文「主にさやつきで流通するが、さやは食べられないので豆のみが消費される」が、電子作業部会議長が会期中に作成した改訂原案に盛りこまれた。

**議題 8(c) Table 2「議題 8(a)及び 8(b)の野菜の代表作物の選定例」の原案 (食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料) (ステップ 4)**

ある食品群において、代表作物を選定し、その作物の残留試験を実施してグループ MRL を設定すれば、マイナー作物に多くの MRL を設定するための一手段となる。この考え方にに基づき、第 35 回総会 (2012 年 7 月) で、グループ MRL を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 が最終採択された。

今次部会では、この「原則及びガイダンス」に添付する野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 について議論される予定であったが、議題 8(b)におけるうり科果菜類及び豆類 (未成熟) の議論の結果を待ってから検討することが合意された。その結果、Table 2 の原案をステップ 2/3 に戻し、電子作業部会 (議長国: オランダ、共同議長国: 米国) において、野菜の分類の改訂作業と並行して引き続き検討することが合意された。

**議題 7 かんきつ類のグループ MRL のきんかんへの適用可能性に関する討議文書**  
(経緯)

第 35 回総会 (2012 年 7 月) で、食品及び飼料のコーデックス分類のうち、果実群の各分類の改訂案が最終採択され、きんかんを、熱帯果実類 (皮を食すもの) からかんきつ類に移動することが合意された。

第 45 回部会で、他のかんきつの果実と異なり主に皮ごと食するきんかんに関し、  
(1) JMPR が全果実 (果肉及び果皮) の残留データを用いて短期暴露評価を実施した農薬

- (2) JMPR が ARfD (Acute Reference Dose : 急性参照用量) を設定不要と判断した農薬の計 30 農薬については、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用すること、
- (3) JMPR が果肉の残留データを用いて短期暴露評価を実施した計 19 農薬については、当面データベース上に、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用しない旨の脚注を記載すること
- が合意された。また、(3)に該当する計 19 農薬については、日本が各国にきんかんの摂取量データ (特に多食者の摂取量) を求め、かんきつ類のグループ MRL のきんかんへの適用可能性をさらに解析することが合意された。

#### (結果)

今次部会では、我が国より、第 45 回部会の合意に基づき、関連するデータの収集及び解析を行って作成した討議文書の概要を説明した。主な内容は以下のとおり。

- ・ 我が国が各国にきんかんの摂取量データを提供するよう依頼した結果、我が国以外の国は、きんかんの短期暴露評価の実施に十分なデータを有していないことが判明
- ・ そこで、上記(3)に該当する計 19 農薬及び 2013 年 JMPR がかんきつ類のグループ MRL 又はレモン及びライムのサブグループ MRL を推定した 3 農薬について、かんきつの全果実 (果肉及び果皮) の残留データと、我が国におけるきんかんの多食者の摂取量を用いて、JMPR と同じ方法で、短期暴露評価を実施
- ・ その結果、これらの対象農薬について、推定された短期摂取量 (1 歳以上) は、ARfD の 0-16% (ARfD の 53%を占めた Dimethoate を除く) となり、きんかんの摂取に伴い人の健康に悪影響を与える懸念はないことが示唆されたため、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用することが妥当

#### ▶ 主な意見

中国、ケニア及びナイジェリアからは、子どもなど影響を受けやすい集団の消費量データが不足していること、GAP が同じでもきんかんと他のかんきつでは残留濃度が異なる可能性があること等を理由に、JMPR による短期摂取量推定の精緻化が必要との意見や、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用するか否かはケースバイケースで検討すべきとの意見があった。我が国からは、我が国の食品の摂取量調査において、少なくとも 1,500 人・日以上 of 6 歳以下の幼少児が対象とされたが、きんかんが殆ど消費されていなかった事実を紹介した。

WHO 事務局からは、1 又は数カ国のみの消費量データに基づいて短期摂取量推定を計算することへの懸念が示され、メンバー国に対し、きんかんやその他の食品について、GEMS/Food に関連データ (特に多食者の摂取量) を提供するよう促された。FAO 事務局からは、きんかんに限らず食品及び飼料のコーデックス分類に新たに追加又は所属する分類が変更された食品について、残留データなしに既存のグループ MRL を適用することに懸念を示す専門家もいたことが紹介された。

一方、豪州、米国、EU、カナダ、ニュージーランドからは、2003 年 JMPR がかんきつについて短期摂取量推定を計算しておらず ARfD100%を超過する可能性がある Dimethoate を除けば、提示された全ての農薬について、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用してもきんかんの摂取に伴い人の健康に悪影響を与える懸念がないことが示されたこと、

また、きんかんのようなマイナー作物に対し、代表作物のデータを外挿することは実用的なアプローチである等の見解が示され、我が国の提案を支持する意見があった。

#### ▶ 結論

議論の結果、以下の事項が合意された。

- 2019年に定期的再評価予定の Dimethoate を除き、JMPR が果肉の残留データを用いて暴露評価を実施した計 18 農薬について、Codex MRL のデータベースから、「きんかんに対してかんきつ類のグループ MRL を適用しない」旨の脚注を削除することを承認するよう第 37 回総会に求めること
- 2013年に JMPR が評価した 3 農薬のかんきつ類のグループ MRL 又はレモン及びライムのサブグループ MRL をきんかんに適用すること
- 特段の言及がない限り、かんきつ類のグループ MRL 又はレモン及びライムに対するサブグループ MRL はきんかんを含むものと解釈すること
- JMPR に対し、かんきつ類のグループ MRL を推定する際にきんかんの短期摂取量推定を実施すること及びその際にきんかんの多食者の摂取量及びかんきつの全果実の最大残留量 (HR) を使用することが適切かどうか考慮するよう依頼すること

#### 議題 11 Minor Crops/Specialty Crops (マイナー作物) に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議されている。

第 44 回部会 (2012 年) で、マイナー作物について、少ない作物残留データの例数で MRL を設定することを狙いとして、消費量データをもとに、JMPR の評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリアが合意された。第 45 回部会 (2013 年) では、このクライテリアの改善や、当該クライテリアを適用できない作物の取扱いについて議論された。複数の作物が合計されているが個々の消費量データがないためマイナー作物か否かの判断が困難な品目 (例: マンゴー+マンゴスチン+グァバ) 等について、さらなる検討が必要であることが確認された。

今次部会では、前回部会以降に、各国から提供された追加の消費量データや情報をもとに、電子作業部会 (議長国: フランス、共同議長国: タイ及びケニア) において検討された各作物の残留データの最小例数の案が提示された。この案においては、(1) 合意されたクライテリアに基づけばマイナーとはされない作物や、(2) ある作物が属する食品群全体に適用されるグループ MRL を設定するための代表作物として選定した場合に必要な作物の残留データの最小例数も定めることが提案されていた。この点については、我が国等から過去の部会の合意事項に反するため不適切である旨を指摘し、これらには残留データの最小例数を決めないことが明確化された。

レモンやキウイフルーツなどのいくつかの個別作物について、合意されたクライテリアに基づけばマイナー作物となるものの、追加で提出された各国の消費量データ等を考慮してメジャー作物とするよう提案されたものがあり、これらの点についてはさらなる



検討が必要であることが合意された。

議論の結果、(1)JMPR に対して、本部会が提案したクライテリアをマイナー作物の MRL 設定にあたっての出発点として使用可能かどうか意見を聴取すること、(2)電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：インド、ケニア及びタイ）を設置し、マイナー作物か否かの境界線上にある作物のデータの精緻化に加え、マイナー作物に対する MRL 設定を促進するための課題及び解決策の同定に関する作業を継続することが合意された。

## 3. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

## 議題 6(a) 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

43農薬に係るMRL案及び原案の検討が行われた。結果は以下のとおり。

○ MRL 案がステップ 8 に進められた農薬

Clothianidin (238)

○ MRL 原案がステップ 5/8 に進められた農薬

Diquat (31)	Malathion (49)	Triazophos (143)	Glyphosate (158)
Propiconazole (160)	Bentazone (172)	Glufosinate-Ammonium (175)	Dithianon (180)
Fenpyroximate (193)	Fenbuconazole (197)	Flutolanil (205)	Cyprodinil (207)
Fludioxonil (211)	Indoxacarb (216)	Difenoconazole (224)	Pyrimethanil (226)
Azoxystrobin (229)	Chlorantraniliprole (230)	Mandipropamid (231)	Spirotetramate (234)
Cyproconazole (239)	Dicamba (240)	Sulfoxaflor (252)	Penthiopyrad (253)
Cyantraniliprole (263)	Imazapic (266)	Imazapyr (267)	Isoxaflutole (268)
Tolfenpyrad (269)	Triflumizole (270)	Trinexapac-ethyl (271)	

○ 既存 MRL の削除が提案された農薬

Diquat (31)	Triazophos (143)	Glyphosate (153)	Bentazone (172)
Glufosinate-Ammonium (175)	Dithianon (180)	Fenpyroximate (193)	Flutolanil (205)
Cyprodinil (207)	Fludioxonil (211)	Difenoconazole (224)	Pyrimethanil (226)
Azoxystrobin (229)	Chlorantraniliprole (230)		

○ MRL 案又は原案のステップを進めなかった農薬

(ステップ 7 に維持)

Chlorpyrifos-Methyl (90)	Oxamyl (126)	Bifenthrin (178)	Tebuconazole (189)
Metalaxyl-M (212)	Difenoconazole (224)		

(ステップ 4 に維持)

Diquat (31)	Chlorpyrifos-Methyl (90)	Glufosinate-Ammonium (175)	Bifenthrin (178)
Fluopyram (243)	Sulfoxaflor (252)	Penthiopyrad (253)	

○ MRL 案又は原案が取り下げられた農薬

Triazophos (143)	Dicamba (240)	Penthiopyrad (253)
------------------	---------------	--------------------

## 4. その他の議題

**議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

第 36 回総会 (2013 年) において、多くのコーデックス MRL の採択又は削除をはじめとする前回の第 45 回部会の合意事項が全て最終採択されたことが報告された。

また、関連する他部会の動向として、食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) において一斉分析法に関するパフォーマンスクライテリアのガイドラインが合意されたこと、一般原則部会 (CCGP) において、各部会が適用するリスクアナリシスの原則の文書の整合性を 2016 年に検討する予定であることが報告された。さらに、分析サンプリング法部会 (CCMAS) において、国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則 (CAC/GL 83-2013) の付属書に、残留農薬等のサンプリングプランの事例を追加した文書の検討を進めていることについて紹介があり、CCMAS に対し、本作業の概要及びそれが CCPR に与え得る影響の明確化を求めることが合意された。

**議題 4 (a) FAO 及び WHO 並びに FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの関心事項**

JMPR 事務局 (FAO 事務局及び WHO 事務局) より、以下の活動が報告された。

**(FAO 及び WHO 共通)**

- ・ 増大する CCPR からの評価依頼に対応するために、2015 年に JMPR 会合を 2 回開催する可能性を模索中であること及びその可否によらず 2015 年の評価対象農薬のデータの提出期限は従前通りであること

**(FAO 関連)**

- ・ 新たな「農薬の管理に関する国際行動規範」(Code of Conduct on Pesticide Management) が FAO 総会で採択され、WHO で採択されたこと
- ・ 発展途上国の意志決定を支援するツールである Pesticide Registration Toolkit が来年完成予定であること
- ・ 2013 年 9 月に飼料及び畜産物のリスク評価の方法論及びツールの最新動向に関するワークショップを開催したこと及び関連する能力開発のプロジェクトを実施中であること

**(WHO 関連)**

- ・ 長期摂取量推定 (IEDI) に使用するための新たな個別食品の消費量データが、FAO/WHO データベースに収載されたこと

**議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項**

IAEA 事務局より、本部会に関連する IAEA の活動として、食品の安全性向上及び国際貿易の促進のための各国の能力向上を目的とした各種技術協力プロジェクトを実施中であること、頻用される一斉分析法を含む残留農薬の分析法のデータベースを同機関のウェブサイトにおいて公表していること等が紹介された。

また、本部会の活動に関連する OECD 農薬作業部会の残留化学専門家会合及びマイナーユース専門家会合の活動状況が情報提供された。

## 議題 5 (a) 2013 年 JMPR における一般的検討事項の報告

JMPR 事務局 (FAO 事務局及び WHO 事務局) より、2013 年 JMPR における以下の一般的検討事項が報告された。

### (1) WHO パネルの評価者及びデータ提出者向けガイダンスの作成

WHO 事務局より、WHO パネル専門家による毒性評価の手続き、毒性モノグラフの構成及び毒性試験の解釈 (軽微な適応性反応の取扱いを含む) に関するガイダンスについて、作成の進捗状況が報告されるとともに、今後 JECFA への意見照会を経て公表予定との紹介があった。

### (2) 21 世紀のハザード評価：新たな mechanistic-based approach によるデータの JMPR の評価への活用

WHO 事務局より、JMPR の毒性評価において mechanistic-based approach に基づく新たな評価手法の導入についての紹介があった。加盟国及び産業界に対し、利用可能な関連データを提出するよう促された。

### (3) 農薬の代謝物及び分解物のリスク評価

WHO 事務局より、農薬の代謝物及び分解物のリスク評価に関し、EFSA から公表された科学的意見書に示された原則に対する見解が示されるとともに、2014 年 JMPR において本件に関するガイダンスを作成する予定である旨が紹介された。

### (4) 食品中の化学物質のリスク評価の原則及び方法論 (EHC240) の更新の必要性

WHO 事務局より、2009 年の EHC240 の刊行以降数年が経過しており、その間に JMPR において検討された一般的事項等を盛り込む観点から、本文書を更新する必要があり、2014 年以降の JMPR において、改訂が必要な事項を定常的に検討していくとの紹介があった。EU より、域内において短期摂取量推定 (IESTI) の計算方法の見直しについて検討しており、国際的な議論が必要となる可能性があるとの紹介があった。

### (5) 毒性学的特性に基づき複合評価を行うべきグループに含める農薬の同定

WHO 事務局より、EU において検討されている、類似した毒性学的特性を有する複数の農薬の複合リスク評価について、JMPR においてもケーススタディ等を通じてその活用の可能性を検討していく予定との紹介があった。

### (6) 残留農薬分析におけるサイズが大きな作物の調整及び加工に関するガイダンス

FAO 事務局より、すいか等の大きな作物について、冷凍状態での切断が難しいこと及び発展途上国ではこれらを複数貯蔵する大規模な冷凍施設の確保が困難なことに鑑み、圃場で切断する際に残留への影響が生じないことを確保するための留意事項が紹介された。EU からは、このような作物の圃場での切断及び室温での移送は可能な限り避けるべきであり、室温での切断及び移送は、事前の試験によりそのような条件における残留農薬の安定性が確認された場合のみ実施すべきとの意見があった。

(7) 回収試験が少ない分析法の性能評価の原則

FAO 事務局より、作物残留試験に用いる分析法のバリデーションにおいて、回収率試験の数が少ない場合に、試験で得られた変動係数をもとに、当該分析法の妥当性を判断する際のガイダンスが紹介された。EU からは、この提案を支持せず、既存の CAC/GL-40-1993 と整合性を図り、信頼性のあるデータを得るためには 5 点以上の回収率試験が必要との意見があった。

(8) 地理的に異なる場所で実施された作物残留試験の結果を農薬の残留レベル推定に使用する際のガイダンス

FAO 事務局より、新たな科学的知見に基づき、入手可能な作物残留データを MRL 推定に最大限に活用するため、①第 36 回総会で合意された比例性 (Proportionality) の適用に加え、②対象農薬が複数地域 (国) において同一の使用基準 (GAP) で使用される場合に、地域差による残留のばらつきは潜在的な残留のばらつきに包含されるとの前提で複数地域 (国) において作成された全ての作物残留データを統合して MRL を推定する手法を、段階的に活用して MRL を推定する基本原則について紹介があった。EU からは、得られた残留データが同等であり残留レベルの推定の不確実性が増加しないとのさらなる証拠が示されない限り、この基本原則を支持できないとの意見があった。豪州からは、JMPR に対して、提案された基本原則を用いて MRL を推定した実例を示しつつ、詳しい説明を行うよう依頼することが示唆された。

(9) 食品群に対する農薬の残留レベルを推定する際のガイダンス

FAO 事務局より、ある作物が属する食品群全体に適用されるグループ MRL を設定する際の基本原則について紹介があった。具体的には、対象農薬が同一食品群に属する全ての作物に同じ使用方法 (GAP) で登録されていることを前提に、当該 GAP に基づき実施された各代表作物の残留データの中央値が 5 倍以内である場合には、当該食品群に対するグループ MRL を設定することが提案された。EU より、十分なデータが入手可能であれば常に単一の食品に MRL を設定すべきであり、この考え方を支持しないとの意見があった。豪州より、近年 JMPR により評価され設定された各グループ MRL について、その設定根拠となる各代表作物の残留データを解析した結果が提示され、そのうち 84% は中央値が 5 倍以内であったことが紹介された。

(10) IEDI の推計において用いる GEMS/Food diets の更新

WHO 事務局より、GEMS/Food cluster diets が更新され、従前の 13 クラスターから 17 クラスターに変更されたこと、また、これらの変更を反映した長期摂取量推定 (IEDI) を可能とする自動表計算の開発が完了し、2014 年 JMPR の評価に使用可能となったことが報告された。

(11) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂

FAO 事務局より、食品及び飼料のコーデックス分類の改訂に関して、2012 年に改訂された果実群を JMPR の評価に使用し始めたことが紹介されるとともに、他の食品群の改訂作業の完了を期待する旨の発言があった。

(b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2013 年 JMPR の回答  
 議題6aの議論の中で、必要に応じ報告されることとなった。

### 議題 9 残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

前回の第 45 回部会以降、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国）において検討されてきた残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリアに関するガイダンス原案について、会期中作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）の検討を経て一部修正された案が本会合において提示された。ガイダンスの構成については概ね合意がみられたものの、scope や definition などいくつかの項目の掲載順や記述についてさらなる検討を行うべきとの意見があった。その結果、本ガイダンス案をステップ 3 に戻してコメントを求めるとともに、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）を設置して、CCRVDF や CCMAS の関連文書を参考にしつつ、引き続き修正案を検討し、次回部会に提示することが合意された。

### 議題 12 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

本議題の電子作業部会の議長である豪州より、2015 年以降の JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案が紹介され、2015 年の優先リストについて、いくつかの修正を加えた上で合意された。

2015 年の評価の予備候補とされた Lufenuron 及び Phosphorus acid（新規評価）並びに Chlormequat 及び Penconazole（定期的再評価）に加え、2016 年の評価候補である spiromesifen 及び oxathiapiprolin（新規評価）を、仮に 2015 年に JMPR 会合を 2 回開催することとなった場合に、追加で評価する候補の農薬とすることが示唆された。

Lindane について、現行の Codex MRL は GAP に基づいて設定されているが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質であり、世界的に農薬として登録がなく使用されていないことから、2015 年の定期的再評価を行い、残留のモニタリングデータをもとにして EMRL（Extraneous Maximum Residue Limit：外因性最大残留基準）の設定を検討することとなった。

また、豪州より、メンバー国に対し、定期的再評価の候補には上がっているもののメーカーがデータを提出しない又は意向が不明確な農薬について、データ提出の意向がある主体を探すよう促されるとともに、データ提出の意向を示す主体が現れなかった Fenbutatin oxide について、次回部会で全ての Codex MRL を削除することが提案された。議論の結果、電子作業部会（議長国：豪州）を再設置して、引き続き優先リストについて検討し、次回部会で検討することとなった。

### コーデックス残留農薬部会（CCPR）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値（MRL）案及び改訂案	8	第 37 回総会

MRL 原案及び改訂原案	5/8	・ 第 37 回総会
MRL 案及び改訂案	7	・ 第 47 回 CCPR
MRL 原案	4	・ 第 47 回 CCPR
削除が提案された MRL	廃止	・ 第 37 回総会
コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂	—	・ 第 37 回総会
食品及び動物用飼料のコーデックス分類における果実群の各分類の改訂に伴う MRL データベースにおけるグループ MRL の記述の修正: きんかんに適用されるかんきつ類のグループ MRL の修正	—	・ 第 37 回総会
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案: 根菜及び塊茎状野菜類	7	・ 第 47 回 CCPR (野菜類の改訂が終了するまで据え置き)
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案: 豆類(種実)	5	・ 第 37 回総会 ・ 第 47 回 CCPR
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案: うり科以外の果菜類、豆類(未成熟)	2/3	・ 電子作業部会(議長国: オランダ、共同議長国: 米国) ・ 第 47 回 CCPR
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案: その他の分類	2/3	・ 電子作業部会(議長国: オランダ、共同議長国: 米国) ・ 第 47 回 CCPR
Table 2 原案: 野菜類の代表作物の選定例(食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料)	2/3	・ 電子作業部会(議長国: オランダ、共同議長国: 米国) ・ 第 47 回 CCPR
残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア(性能規準)に関するガイダンス文書原案	2/3	・ 電子作業部会(議長国: 米国、共同議長国: 中国及びインド) ・ 第 47 回 CCPR
農薬に関するコーデックス優先リストの設定(新規農薬と定期的再評価の対象農薬)	1/2/3	・ 第 37 回 CAC ・ 電子作業部会(議長国: 豪州) ・ 第 47 回 CCPR
Minor Crops / Specialty Crops へのコーデックス MRL 設定促進のためのクライテリアの更なる検討及びその他関連事項に係る討議	—	・ 2014 年 JMPR ・ 電子作業部会(議長国: フランス、共同議長国: インド、ケニア及びタイ)

文書		第 47 回 CCPR
----	--	-------------



# 「CCPRが適用する リスクアナリシスの原則」 の改訂

(2008～2014年)

平成26年7月3日

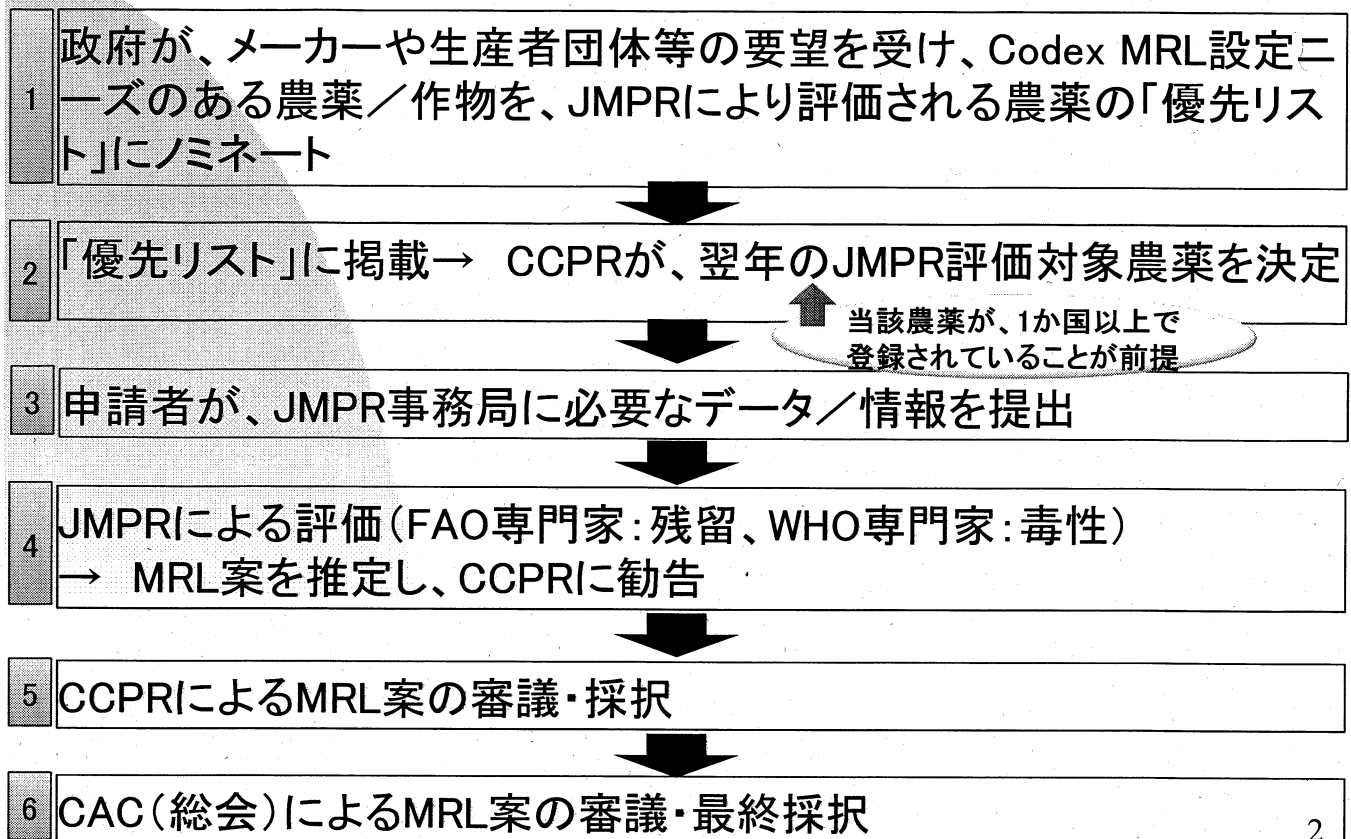
第58回コーデックス連絡協議会  
補足資料

## Codex MRLとは (コーデックス農薬最大残留基準値)

**MRL = Maximum Residue Limits**

- 残留農薬の最大濃度 (mg/kgで表される)
- 食品や飼料中に合法的に存在することが認められる残留農薬の最大濃度として、Codex委員会によって勧告される
- 国が定める農薬の使用基準(GAP)に基づく
- MRL以下の残留農薬を含む食品から製造される食品は、毒性学的に安全であると考えられる

# Codex MRLの設定プロセス(代表例)



## CCPRが適用するリスクアナリシスの原則(現行)

### ■ Codex MRL設定に関する考え方・原則

- ✓ リスクアナリシスを適用する場合のCCPRおよびJMPRIの役割分担と相互関係を明記
- ✓ 「コーデックス委員会でリスクアナリシスを適用するための作業原則」(2003年)と併せて解釈する必要

### 【構成】

- Scope
- Interaction between CCPR and JMPRI
- Role of CCPR
- Role of JMPRI

# CCPRが適用するリスクアナリシスの原則(現行)

## ✓ 附属書にCCPRのリスク管理方針を掲載

### *Annex: Risk Management Policies Used by CCPR*

- Procedure for Proposing Pesticides for Codex Priority Lists
- MRLs for Commodities of Animal Origin
- MRLs for Processed or Ready-to-eat Foods or Feeds
- MRLs for spices
- MRLs for fat-soluble pesticides
- Establishment of MRLs
- Utilization of Steps 5/8 for elaboration of MRLs
- Establishment of EMRLs
- Periodic Review Procedure
- Deleting Codex MRLs
- MRLs and Methods of Analysis

4

## 改訂作業における検討のポイント

### ■ 関係するテキストを、「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」に統合し、整合性を確保

#### ✓ JMPRに評価を依頼する農薬の優先リストの規準

#### ✓ 最新のリスク管理方針

Procedural Manualに記載

(例: JMPRとCCPRの透明性のある科学的議論を確保するための”Concern form”の利用)

#### ✓ 定期的再評価の手続き

過去のCCPRのReportに掲載

### ■ 定期的再評価の見直し

#### ✓ 過去に設定されたMRLsの科学的な信頼性を確保

# 主な改訂内容

## I. 定期的再評価の見直し

- データ要求(メーカーがデータを提出しない場合)
- 評価対象農薬の優先順位付け

## II. メンバー国が使用する2つの“form”の 提出手続きの明確化

- concern form
- 再評価の優先度検討に用いるform

6

## I. 定期的再評価の見直し

## 定期的再評価とは(現行)

- 過去にJMPRが評価し、Codex MRLが設定されている農薬について、約15年ごとに再評価を実施(2003年より前は10年ごと)
- 残留評価(FAO)と毒性評価(WHO)の双方が対象
- JMPRにデータが提出されない場合は既存のCodex MRLを削除
- JMPRの評価(1回目)でデータ不十分と判断された場合でも、メーカー/国等が追加データを提出する意向があれば既存のCodex MRLを4年間維持(4-year rule)  
→追加提出データを用いたJMPRの評価(2回目)の結果、Codex MRLの維持or削除を判断

8

## 定期的再評価をめぐる実情

- CCPRの評価依頼に対しJMPRのリソースが逼迫
  - ✓ 必ずしも15年を過ぎても再評価していない
- 定期的再評価時にメーカーがデータを提出しない農薬のCodex MRLの削除
  - ✓ 2002年～2011年の10年間で16農薬の全てのCodex MRLが削除
- メーカーがデータを提出しない農薬についても、開発途上国等がCodex MRLを維持したい場合がある
  - ✓ これまで3農薬について、政府がデータを提出し、JMPRが評価した事例あり

## 15年以上前に評価が実施された農薬 (2013年時点)

- 23剤のうち12剤について、メーカーのデータ提出の意向なし
- そのうち7剤\*は、ARfD設定の必要性を未評価
- 前回評価から20年以上経過した農薬もあり

農薬名	前回のJMPR 評価年
Aldicarb (117)	1995
*Dichlofluanid (82)	1983
Dinocap (87)	1998
Methidathion (51)	1992
*Bromide ion (47)	1998
*Bromopropylate (70)	1993
*Tecnazene(115)	1994
*Hydrogen phosphide (46)	1971
*Bioresmethrin (93)	1991
Permethrin (120)	1987
*Fenarimol (192)	1995
Fenthion (39)	1995

10

## 主な議論の経緯

- 開発途上国： 再評価は、“定期的”に行うべきでない
  - ✓ JMPRにデータが提出されないことを理由に、既存のCodex MRLを削除することは、「コーデックス委員会でリスクアナリシスを適用するための作業原則」に反する
  - ✓ 人の健康への影響の懸念が生じることが証明されない限り、既存のCodex MRLを削除すべきではない
- 先進国： 科学の発展に応じた“定期的”再評価が必要

「定期的再評価」を維持すること自体は合意(2009年)

メーカーがデータを提出しない場合に必要なデータの要件は？  
JMPRのリソースが逼迫する中、実行可能性をどう担保？



# 日本の主張

- 時代とともに科学は発展→Codex MRLの信頼を確保するため、最新のデータ及び評価方法に基づき再評価すべき
- CCPRは、JMPRの貴重なリソースを無駄にすることなく、科学的根拠に基づき、より多くのCodex MRLを設定するよう配慮すべき



- データの提出主体に関わらず、JMPRの評価に必要なデータ/情報が提出されることが不可欠
- メーカーがデータを提出しない場合(国がデータ提出する場合は、JMPRの評価に必要なデータ/情報があるかチェックするスクリーニングプロセスを設けるべき

12

**【合意事項】** 定期的再評価において、メーカーがデータを提出しない場合(Case B)のデータ要求

2012 JMPR Reportに示された内容を盛り込むことを合意

- ※ データ提出主体によらず評価の質を保つ必要
- ※ データ/情報の提出様式には妥協



- オリジナルデータ以外にも、メンバー国政府の評価結果や公表文献も提出することが可能に
  - ☞ それらを評価に使用できるかどうかはケースバイケースであり、あくまで評価の質を保つことが重要
  - ☞ 公表文献については、その文献に試験の手法や結果の情報が十分あり、結論を再度導き出せる必要

## 【合意事項】 定期的再評価の時期①

再評価の実施目途が決まっていない農薬について、一定条件に基づき、実施予定時期を決定することをルール化

Table 2a

今後5年間の定期的再評価の対象候補農薬のリスト

Table 2b

前回の評価から15年経過しているが、  
未だ評価の日程が決まっていない  
農薬のリスト  
(※多くはデータの入手可能性)

以下のいずれかに  
基づき移動

人の健康への  
懸念に関する  
情報

評価に必要な  
データの  
入手可能性  
(データインベントリ)

前回評価から  
25年経過

14

## 【合意事項】 定期的再評価の時期②

メンバー国から、人の健康への懸念に関する情報が提出されたものについては、15年を待たずに優先的に再評価を実施することを明確化

Table 2a

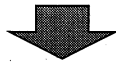
今後5年間の定期的再評価の対象候補農薬のリスト

人の健康  
への懸念  
に関する  
情報



リスクの程度を考慮した定期的再評価の  
対象農薬の優先順位付け(想定される事態)

欧米諸国(EU、米国等)の再評価プログラムにより、  
人の健康への懸念が同定された農薬



人の健康への懸念に関する情報が提出される可能性大  
(※ “再評価の優先度検討に用いるform” の活用)



今後5年間の定期的再評価の対象候補として  
リストアップされ、評価のスケジュールが決定  
(※ 前回評価から15年より短い場合もあり)



データが提出されない or 提出されたデータが不十分  
→ Codex MRLを削除

16

## II. メンバー国が使用する2つの”form” の提出手続きの明確化

## 【合意事項】 メンバー国が用いる2つのform

以下の2つのformの提出時期や必要な手続きを明確化

- Concern form (Annex A)
  - ✓ JMPRの評価結果に異議があり、MRL案のステップを進めることに懸念がある場合に提出
  - ✓ 関連データの添付が必須
  - ✓ 提出先: JMPR事務局及びCodex事務局
- 再評価の優先度検討に用いるform (Annex B)
  - ✓ 過去に評価された農薬について人の健康への懸念に関する情報を提出
  - ✓ 提出先: JMPRに評価を依頼する農薬の優先リストの電子作業部会議長及びJMPR事務局

新規

18

## Concern formの利用による科学的議論

- CCPR期間中の科学的議論を促進するため、Concern formの提出期限の前倒し
  - ✓ 遅くともCCPRの1ヶ月後→遅くともCCPRの1ヶ月前
- JMPR事務局及びCCPRが会合期間中に解決できた場合
  - CACに対しMRL案をStep 5/8で採択するよう勧告
- 解決できなかった場合
  - CACに対しMRL案をStep 5に留めるよう勧告
  - JMPRが同年9月以降に検討し、次回CCPRに報告
  - JMPRの勧告が変わらない場合、次回CCPRで、CACに対しMRL案をStep 8で採択するよう勧告

## Concern formの利用による科学的議論

- リスク評価手法の違いに由来するConcernの取扱いの明確化
  - ✓ 例: 安全係数、ヒトを用いた毒性試験データの利用
  - ➔ 可能であればリスク評価手法の相違を少なくするため、CCPRは、JMPR、メンバー国に意見を求める
  - ➔ 内容によっては外部の専門家グループに意見を求める場合も

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案の改訂及び代表作物の例の検討状況  
 (下線：第46回部会で議論されたもの)

分類名			コーデックス 食品・飼料分類の 改訂	代表作物の選定に関する 原則及びガイダンス ：代表作物の例
番号	コード名	名称		
果実				
001	FC	かんきつ類	最終承認 (2012年)	最終承認：Table 1 (2012年)
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類		
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)		
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		
野菜				
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ7 (2010年)	ステップ2/3：Table 2 (2014年)
010	VB	アブラナ科野菜類 (アブラナ科葉菜類を除く)	ステップ7 (2013年)	
<u>011</u>	<u>VC</u>	<u>ウリ科果菜類</u>	<u>ステップ2/3 (2014年)</u>	
012	VO	ウリ科野菜を除く果菜類	ステップ7 (2010年)	
013	VL	葉菜類	ステップ7 (2013年)	
<u>014</u>	<u>VP</u>	<u>豆類 (未成熟)</u>	<u>ステップ2/3 (2014年)</u>	
<u>015</u>	<u>VD</u>	<u>豆類 (種実)</u>	<u>ステップ5 (2014年)</u>	
<u>016</u>	<u>VR</u>	<u>根菜及び塊茎状野菜類</u>	<u>ステップ7 (2014年)</u>	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	ステップ7 (2013年)	
018	VF	食用きのこ類	ステップ7 (2010年)	
その他				
020	GC	穀類	(未検討)	(未検討)
021	GS	砂糖製造用緑草類	(未検討)	
022	TN	ナッツ類	ステップ7 (2011年)	
023	SO	油用種子類	ステップ7 (2010年)	
024	SB	飲料及び砂糖菓子用種子類	(未検討)	
027	HH	ハーブ類	ステップ7 (2012年)	
028	HS	スパイス類	ステップ7 (2011年)	

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 37 回コーデックス総会

日時 : 2014 年 7 月 14 日 (月) ~ 7 月 18 日 (金)

場所 : ジュネーブ (スイス)

## 仮議題

1.	議題の採択
2.	第 69 回執行委員会の報告
3.	手続きマニュアルの改訂
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の修正
8.	新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案
9.	部会から総会に付託された事項
10.	コーデックス委員会の戦略計画
11.	財政及び予算に関する事項
12.	FAO 及び WHO から提起された事項
13.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
14.	議長及び副議長の選出
15.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
16.	その他の作業
17.	報告書の採択

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 37 回コーデックス総会の主な検討議題

## 1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 7 月 14 日（月）～7 月 18 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

## 2. 主要議題の検討内容

## 仮議題 3 手続きマニュアルの改訂

## &lt;食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）&gt;

事項	概要
追加の動物種及び臓器への MRL の外挿に関するリスクアナリシスポリシー（「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」への追加）	手続きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」に、動物種間の MRL の外挿に関する記述を追加する改訂案。
CCRVDF における Concern Form の使用（「CCRVDF により適用されるリスクアナリシスの原則」への追加）	手続きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」のセクション 3.2（リスク評価結果の検討）に Concern Form に関する記載を追加し、さらに 3.3（Concern Form の使用）のセクションを新設する改訂案。

## &lt;生鮮果実・野菜部会（CCFFV）&gt;

事項	概要
生鮮果実・野菜部会の付託事項の見直し	生鮮果実・野菜の品質規格を策定している国際連合欧州経済委員会（UNECE）との作業の重複及び規格のずれを最小化するための協議プロセス（consultative process）を削除し、関連国際機関との協力に関する項目に修正を加える改訂案。

## &lt;一般原則部会 (CCGP) &gt;

事項	概要
リスクアナリシスに係る用語の定義(「ハザード特性解析 (Hazard Characterization)」及び「リスク推定 (Risk Estimate)」に関する定義の一部修正)	食品衛生部会 (CCFH) において、「微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 30-1999)」に記載されているリスクアナリシスに係る用語の定義を修正したことに合わせ、手続きマニュアルの関連部分を修正する改訂案。
一般原則部会の付託事項の修正案	一般原則部会の付託事項において、各部会から提案される手続きに関する事項の検討・承認及び手続きマニュアルの修正を総会に提案する記述を追加し、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記載などを削除する改訂案。
コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き	手続きマニュアル「コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き」のパート2クリティカルレビューにある新規作業提案の際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項について、「現在進行中の他の作業」を追記すると共に、クリティカルレビューの内容に「関連する部会間での作業の調整の必要性について助言する」を追加する改訂案。

## &lt;残留農薬部会 (CCPR) &gt;

事項	概要
CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の改訂	コーデックス戦略計画に従って、「CCPR が適用するリスクアナリシスの原則」の見直しを実施し、約7年間の議論を経て、定期的再評価などについて、所要の改訂を行うもの。

仮議題 4 ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

## &lt;食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) &gt;

事項	概要
人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を勧告していない動物用医薬品に対するリスク管理に関する勧告	クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、カルバドックス、フラゾリドン、ニトロフラール、クロルプロマジン、スチルベン及びオラキンドックスについて、「各規制当局は食品中の当該成分の残留を防ぐべきである。これは食用動物に当該成分を使用しないことによって達成される。」とのリスク管理に関する勧告を行うもの。
一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案 (CAC/GL 71-2009 の附属文書 C)	「食品生産動物中の動物用医薬品の使用に関連する国の規制食品安全保障プログラムの設計及び実施のためのガイドライン (CAC/GL 71-2009)」の附属文書 C として一斉分析法の性能特性に関するガイドラインを追加するもの。

## &lt;食品衛生部会 (CCFH) &gt;

事項	概要
豚肉におけるトリヒナの管理のためのガイドライン原案	豚肉中のトリヒナについて、リスクに基づく管理措置を実施するためのガイドライン原案。
牛肉における無鉤囊虫の管理のためのガイドライン原案	牛肉中の無鉤囊虫について、リスクに基づく管理措置を実施するためのガイドライン原案。
スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改定原案	既存のスパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範について、食品衛生の一般原則などの関連する文書を踏まえて、所要の見直しを行う改定原案。
微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 30-1999) に記載されているリスクアナリシスに係る用語の定義 (改訂)	手続きマニュアルのリスクアナリシス関連用語の定義に合わせて、微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドラインにおける用語の定義を改訂するもの。



## &lt; 魚類・水産製品部会 (CCFFP) &gt;

事項	概要
生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシン の検査法の性能基準 案	生及び活二枚貝中のバイオトキシンに関する検査法として、麻痺性貝毒については機器分析法による性能基準及び生物学的方法を、オカダ酸、ドウモイ酸及びアザスピロ酸については機器分析法での性能基準を定めるもの。CCFFP から性能基準案の承認を求められた CCMAS において、麻痺性貝毒の生物学的方法について、分析法を具体的に記載し、Type IV とする修正をした上で承認されたことについて、チリからは、CCFFP から CCMAS まで 2 週間しかなく、適切な対応が出来なかった等の理由から、CCMAS による承認の再考を総会の場で求めたい旨の発言が CCGP においてなされ、多くの国がチリの懸念を支持した。
生及び急速冷凍ホタテ 貝柱の規格案	生及び急速冷凍ホタテ貝柱の品質・表示等を規定した規格案。加水されたホタテについては表示が必要とされている。 なお、CCMAS に助言を求めることとしたサンプリングプランについては、CCMAS において議論した結果、同部会の提案等に基づいて CCFFP で再度検討するよう求めることで合意されている。
魚類及び水産製品に 関する食品添加物条項案	魚類及び水産製品に関する既存の各規格において規定されている食品添加物リストの修正を行うもの。

## &lt; 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) &gt;

事項	概要
パッションフルーツの 規格原案	パッションフルーツの品質・サイズ等を規定した規格案。
ドリアンの規格原案	ドリアンの品質・等級分け・サイズ等を規定した規格案。
オクラの規格原案	オクラの品質・サイズ・統一性等を規定した規格案。

## &lt;分析・サンプリング法部会 (CCMAS) &gt;

事項	概要
コーデックス規格における分析・サンプリング法案及び原案	生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの分析法クライテリア及び麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法の承認。乳、乳製品及び栄養・特殊用途食品についての分析法の更新の承認。

## &lt;食品添加物部会 (CCFA) &gt;

事項	概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	GSFA の表 3 にある食品添加物を表 3 の付表にある食品分類に使用する場合は、GSFA の表 1、表 2 に記載しなければならない。GSFA 表 3 にある食品分類 (乳製品、油脂、果実及び野菜、食肉及び食肉製品、魚類及び水産製品、卵及び卵製品、甘味料、食塩代替品、乳児用調製乳、飲料等) について、第 46 回 CCFA が合意した食品添加物条項の案及び原案。 GSFA の表 3 に硫酸水素カリウム (INS 515(ii)) を加える改定原案。
食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドライン (CAC/GL 3-1989) の改定原案	既存のガイドラインについて、FAO/WHO のガイドライン等を参考に見直しを行った改定原案。
食品添加物の国際番号システム (INS) の改定原案	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の名称及び用途の追加又は変更を行うもの。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	第 46 回 CCFA で合意された、10 の食品添加物の成分規格原案。
GSFA の注釈の改定	GSFA における注釈の修正及びいずれの食品添加物条項とも関連のない注釈の削除。
アルミニウムを含有する食品添加物の食品添加物条項の改定	「粉乳及び粉末クリームの規格」(CODEX STAN 207-1999)、「食用カゼイン製品の規格」(CODEX STAN 290-1995) 及び「脱脂乳及び植物性脂肪の混合粉末の規格」(CODEX STAN 251-2006) におけるアルミノケイ酸ナトリウム (INS 554) 及びケイ酸アルミニウ

	ムカルシウム (INS 556) の食品添加物条項の改定。
食肉製品の規格における食品添加物条項の改定	「コンビーフの規格」(CODEX STAN 88-1981)、「ランチョンミートの規格」(CODEX STAN 89-1981)、「塩漬し加熱調理されたハムの規格」(CODEX STAN 96-1981)、「塩漬し加熱調理された豚肩肉の規格」(CODEX STAN 97-1981) 及び「塩漬し加熱調理されたひき肉の規格」(CODEX STAN 98-1981) 中の食品添加物条項の改定。
GSFA の食品分類 08.0 「家禽肉を含む食肉及び食肉製品」における食品添加物条項の改定	食肉関連の個別食品規格における食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、GSFA の食品添加物条項を改定するもの。

< 食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値原案	乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値を 0.01 mg/kg とする原案。
精米中のヒ素の最大基準値原案	精米について、無機ヒ素の最大基準値を 0.2 mg/kg として設定するもの。
トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン	トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値について、未加工のトウモロコシについては 4000 µg/kg、トウモロコシのフラワー／ミールについては 2000 µg/kg とする原案およびサンプリングプラン。
ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する付属書原案 (穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CAC/RCP 51-2003))	ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A の管理に関する事項を、「穀物のかび毒による汚染の防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP51-2003) の付属書として編入するもの。

食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染の防止及び低減のための雑草防除に関する実施規範原案	ピロリジジナルカロイド類を含む雑草が食品及び飼料に混入することで、ヒト及び家畜の健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、雑草管理のための実施規範を作成するもの。
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995) のエディトリアルな修正	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)における ML が適用される、食品及び飼料に関する記述を明確化するなどの修正を行うもの。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改訂案	第 46 回 CCPR においてステップ 8 で合意された根菜及び塊茎状野菜類のクロチアニジンの MRL 案。
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 46 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 31 農薬の MRL 原案。
食品及び動物用飼料のコーデックス分類における果実群の改定 (かんきつ類へのきんかんの編入) に伴う、「かんきつ類」及び「レモンとライム」における MRL の修正	「かんきつ類」のグループ MRL 又は「レモンとライム」のサブグループ MRL をきんかんに適用しない旨の脚注が記載されている農薬のうち、1 農薬 (ジメトエート) を除き、計 18 農薬について脚注を削除するなどの修正を行うもの。

Part 2 総会でステップ 8 で保留されている規格案及び関連文書

事項	概要
牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL) 案	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 第 35 回総会で、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めるとされた。

## 仮議題 5 ステップ 5 の規格原案と関連文書

## &lt; 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) &gt;

事項	概要
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂原案	必須栄養素の食品への添加の目的、方法等の変化を踏まえて、所要の見直しを行うもの。

## &lt; 魚類・水産製品部会 (CCFFP) &gt;

事項	概要
魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (フィッシュソースのセクション)	第 31 回部会 (2011 年) でフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施規範の一部としてフィッシュソースの実施規範を作成するもの。

## &lt; 残留農薬部会 (CCPR) &gt;

事項	概要
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案	食品及び飼料のコーデックス分類のうち、豆類 (種実) に関する改訂原案。

## 仮議題 6 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

## &lt; 食品添加物部会 (CCFA) &gt;

事項	概要
GSFA における食品添加物条項の廃止	食品分類 09.2.5 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む燻製、乾燥、発酵、及び／又は塩蔵された魚類・水産製品」におけるブリリアントブルー (INS 133) の食品添加物条項及び使用実態が確認できなかった 7 つの食品添加物 (酢酸アンモニウム (INS264)、アジピン酸二アンモニウム (INS359)、乳酸アンモニウム (INS328)、塩化コリン及びエステル (INS1001)、二酸化塩素 (INS926)、ギ酸 (INS236)、リンゴ酸水素カリウム (INS351(i))) の条項を廃止するもの。

## &lt; 食品汚染物質部会 (CCCF) &gt;

事項	概要
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)における乳児用調整乳中の鉛の最大基準値	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値を新たに設定することに伴い、現行の鉛の乳児用調製乳の最大基準値を削除するもの。

## &lt; 残留農薬部会 (CCPR) &gt;

事項	概要
削除が提案された食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL)	第 46 回 CCPR において合意された、既存の 14 農薬の MRL の廃止。

## 仮議題 7 コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要
ココア (カカオ) マス (ココア/チョコレートトリカー) 及びココアケーキの規格 (CODEX STAN 141-1983) の修正	ココア (カカオ) マス (ココア/チョコレートトリカー) の規格について、第 24 回総会の決定を反映し、ココアシェルと胚芽の含有量を「1.75%を超えない」と修正を行うもの。

## 仮議題 8 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

## —新規作業—

## &lt; 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) &gt;

事項	概要
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	JECFA に評価を依頼する残留動物用医薬品の優先リスト案。

## &lt; 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) &gt;

事項	概要
非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量の候補値	非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量を設定するための新規作業提案。

## &lt; 食品衛生部会 (CCFH) &gt;

事項	概要
牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン	牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドラインを作成するための新規作業提案。
食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインを作成するための新規作業提案。

## &lt; スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) &gt;

事項	概要
黒、白及び緑コショウの規格	黒、白及び緑コショウの規格策定に関する新規作業提案。
クミンの規格	クミンの規格策定に関する新規作業提案。
オレガノの規格	オレガノの規格策定に関する新規作業提案。
タイムの規格	タイムの規格策定に関する新規作業提案。

## &lt; 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) &gt;

事項	概要
馬鈴薯 (Ware Potato) の規格	馬鈴薯 (Ware Potato) の規格策定に関する新規作業提案。
ニンニクの規格	ニンニクの規格策定に関する新規作業提案。
ナスの規格	ナスの規格策定に関する新規作業提案。
キウイフルーツの規格	キウイフルーツの規格策定に関する新規作業提案。

## &lt;食品汚染物質部会 (CCCF) &gt;

事項	概要
コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範を作成するための新規作業提案。
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂	「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範」について、新たな科学的知見などを踏まえて、実施規範の改訂を行う新規作業提案。
直接消費用 (ready-to-eat) 落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプラン	直接消費用落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプランを策定する新規作業提案。
チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムに関する最大基準値	チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムに関する最大基準値を策定する新規作業提案。

## &lt;残留農薬部会 (CCPR) &gt;

事項	概要
農薬に関するコーデックス優先リスト	JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案。

## &lt;デンマークからの提案&gt;

事項	概要
ホエイパーミエイトパウダーの規格	ホエイパーミエイトパウダーの規格策定に関する新規作業提案。

—作業の停止—

## &lt;食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) &gt;

事項	概要
アプラマイシンの MRL 原案(牛及び鶏の腎臓)	JECFA での評価に必要な追加データ提出について、関係団体から追加研究が困難との説明があったことから、JECFA の優先リストからアプラマイシンを除外し、MRL 設定作業を中止するもの。



## &lt; 食品添加物部会 (CCFA) &gt;

事項	概要
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 46 回 CCFA において作業の中止が合意された食品添加物条項案及び原案。

## &lt; 残留農薬部会 (CCPR) &gt;

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案	第 46 回 CCPR において合意された、3 農薬の MRL 案及び原案の作業中止提案。

## 仮議題 9 部会から総会に付託された事項

## &lt; 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) &gt;

事項	概要
エトキシキン	第 21 回 CCRVDF において、フィリピンで飼料添加物 (抗酸化剤) として登録されているエトキシキンについて、JECFA の優先リストに収載することで合意したが、当該飼料添加物を検討する部会として CCRVDF が適切かどうか総会に助言を求めるもの。

## &lt; 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) &gt;

事項	概要
たんぱく質の栄養参照量 (NRV-R)	たんぱく質の栄養参照量について、現行のガイドラインの数値を維持することが合意された旨の報告がなされる予定。

## &lt; 食品衛生部会 (CCFH) &gt;

事項	概要
CCFH における作業プロセス	「CCFH における作業プロセス」を見直し、新規作業提案の検討や作業計画の更新時に適用される規準及び重み付け係数 (weighting value) を規定したこと、これらは試験的に用いられる予定であることについて報告がなされる予定。

## &lt; 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) &gt;

事項	概要
食用ブドウ規格の成熟要件の見直し	食用ブドウのコーデックス規格の成熟要件の見直しについて、現行の規格を維持し、見直しは行わないことで合意した旨、報告がなされる予定。

## &lt; 食品添加物部会 (CCFA) &gt;

事項	概要
個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項との整合	5つの食肉規格について、GSFA の関連条項との整合のための食品添加物のセクションの見直しの作業を完了したこと、および「ブイオンおよびコンソメ」、「チョコレートおよびココア製品」等のその他の個別食品規格について整合化を進めるため、優先リスト案の作成を進めることで合意した旨、報告がなされる予定。

## &lt; 食品汚染物質部会 (CCCF) &gt;

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CODEX STAN 193-1995) における鉛の最大基準値の見直し	鉛の最大基準値の改訂を検討していた品目のうち、「熱帯・亜熱帯性果実 (果皮も食すもの、果皮は食さないもの)」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」、「鱗茎類」、「葉菜類」、「塊茎類」および「二次乳製品」については、現行の最大基準値を維持し、見直しを行わないことで合意した旨、報告がなされる予定。
---	--

## &lt; 一般原則部会 (CCGP) &gt;

コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の協調	コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) 間の協調を促進するためのガイダンス文書について、総会に承認を求めるもの。
情報提供を目的とした文書	各部会の作業中に作成された、情報提供を目的とした文書 (Information documents) に関するガイダンスについて、すべての部会への送付を求めるもの。
手続きマニュアルの規則 V. 第1項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役	手続きマニュアルの規則 V. 第1項の「同一加盟国から二人以上が執行委員会のメンバーにはなれない」という記載について、議長及び副議長は「国の代表 (delegate)」と見なされるかどうかについて議論す

割	るもの。CCGP では WHO の法務顧問から規則 V. 第 1 項の「代表者」に役員が含まれているかどうかについては、最近では含まれないとの解釈で合意しているが、過去に逆の解釈をした例もあり、依然として曖昧であるとの見解が示され、本件については未決となったため、総会においてさらなる検討を求めるもの。
執行委員会の機能	第 28 回 CCGP において、コーデックスの効率的な運営を検討する上で、「2014-2019 年コーデックス戦略計画の戦略目標 4 に基づき、コーデックスの運営システムや活動をレビューするための包括的かつ明確なプロセスを構築すること」および「FAO/WHO 主導の下、2002 年のコーデックス評価の勧告及び関連する提案の実行状況のレビューを検討すること」を第 69 回執行委員会 (CCEXEC) へ提案することで合意したもの。今次総会では、CCEXEC の報告書を踏まえて検討される予定。

## &lt; 糖類部会 (CCS) &gt;

分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格原案	第 34 回総会でコロンビアより提案された「分蜜せずに脱水したさとうきび汁」(日本名は「黒糖、黒砂糖」)の規格原案について、来年まで検討期間を延長することを求めており、CCEXEC の報告書を踏まえて検討される予定。
----------------------	--

プロセスチーズに関する新規作業	前回総会において、プロセスチーズの規格策定に関する作業文書を作成するための電子作業部会を設立することで合意し、当該作業部会での検討結果を踏まえて、今後の方向性について議論がなされる予定。
-----------------	---

## 仮議題 1 0 コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要
コーデックス戦略計画(2014-2019)の一般的な実施状況	2014-2019 年のコーデックス戦略計画の実施状況のモニタリングのために必要となるデータ収集の方法や一部指標の明確化などについて、第 69 回執行委員会の検討結果とともに議論される。

## 仮議題 1 4 議長及び副議長の選出

事項	概要
次期コーデックス委員会の議長及び副議長の選出	<p>コーデックス委員会の議長及び副議長について、手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 3 期目であることから、新たな議長および副議長を選出する選挙が行われる。</p> <p>現時点で、議長選挙にはスイスおよびカナダが、副議長選挙には我が国を始めとして、ブラジル、マリおよびエジプトが立候補を表明している。</p> <p>議長選挙は総会開催期間中の 7 月 15 日、副議長選挙は 7 月 16 日に実施される。</p>

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 27 回加工果実・野菜部会

日時：2014年9月8日（月）～12日（金）

場所：フィラデルフィア（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	果実缶詰のコーデックス規格改訂案（ステップ7）
3(b)	果実缶詰のコーデックス規格改訂案の付属書（ステップ4）
4(a)	急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案（ステップ7）
4(b)	急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案の付属書（ステップ4）
5	朝鮮人参製品のコーデックス規格原案
6	果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析法
7	加工果実・野菜の食品添加物規定
8	果実・野菜漬物規格の充填剤規定
9	乾燥製品の規格策定に関する討議文書
10	加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

## 第 27 回加工果実・野菜部会 (CCPFV) の主な検討議題

日時：2014年9月8日(月)～12日(金)

場所：フィラデルフィア(米国)

### 主要議題の検討内容

#### 議題 3(a). 果実缶詰のコーデックス規格改訂案 (ステップ 7)

#### 議題 3(b). 果実缶詰のコーデックス規格改訂案の付属書 (ステップ 4)

(経緯)

CCPFV では、1998 年から既存の加工果実及び野菜の規格を簡素化するために改訂作業を進めてきた。第 25 回部会 (2010 年) において、現存する果実缶詰規格を改訂し新たに包括的な規格策定を開始することに合意した。本議題については、第 34 回総会 (2011 年) において新規作業として承認された。

前回部会 (2012 年) において、果実缶詰規格改訂原案の一般規格部分とマンゴーの付属文書をステップ 5 で第 36 回総会 (2013 年) に採択を諮ることに合意した。西洋梨及びパイナップルの付属文書についてはステップ 2/3 に戻し、キューバを議長とする電子作業部会を再度設置することに合意した。また、缶詰マンゴーに使用する着色料のリストについても同電子作業部会で検討することとなった。

果実缶詰規格改訂原案の一般規格部分とマンゴーの付属文書については、第 36 回総会において、ステップ 5 で採択された。

今次部会では、第 36 回総会において採択された一般規格部分とマンゴーの付属文書 (ステップ 7)、電子作業部会で検討された西洋梨及びパイナップルの付属文書、缶詰マンゴーに使用する着色料のリスト (ステップ 4) について検討される予定である。

(対処方針)

我が国としては、現存する果実缶詰規格に関し、日本の事業者が取り扱う製品の流通に障害が出るなどの問題はないことから、新しい包括的な国際規格策定の開始についても問題がないとの立場。日本における果物、野菜及びジャム缶詰・瓶詰の生産量は 153 千トン

(2012 年実績)、一方、輸入量は 611 千トンとなっており輸入品が市場の大半を占める状況。日本の需要を満たすためには安定的輸入が必要であり、そのため、果物缶詰であれば、主要な輸入国である中国、タイ、南アフリカ及びインドネシア、野菜缶詰であれば、中国、イタリア、米国及びタイの提案並びに意見を尊重しながら適宜対処したい。

#### 議題 4(a). 急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案 (ステップ 7)

#### 議題 4(b). 急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案の付属書 (ステップ 4)

#### 議題 6. 果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析法

(経緯)

第 25 回部会（2010 年）において、現存する急速冷凍野菜規格の改訂を新たに開始することに合意した。本議題については、第 34 回総会（2011 年）において新規作業として承認された。

前回部会（2012 年）において、急速冷凍野菜規格改訂原案の一般規格部分をステップ 5 で第 36 回総会に採択を諮ることに合意した。また、米国を議長とする電子作業部会において、11 の付属文書の検討に加え、果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析及びサンプリング法についても検討することとなった。

急速冷凍野菜規格改訂原案の一般規格部分については、第 36 回総会においてステップ 5 で採択された。

今次部会では、第 36 回総会において採択された急速冷凍野菜規格改訂案の一般規格部分（ステップ 7）、電子作業部会で検討された 11 の付属文書、分析及びサンプリング法（ステップ 4）について検討される予定である。

#### （対処方針）

冷凍野菜の日本国内の生産量は 96 千トン（2012 年実績）。輸入量は 952 千トンと輸入品が大半を占めている状況。主要な輸入国は中国、アメリカ、タイ、カナダなどである。これらの国々の意見を尊重しながら適宜対処したい。

### 議題 5. 朝鮮人参製品のコーデックス規格原案

#### （経緯）

前回部会において、朝鮮人参製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大について、多数の国が新規作業提案に賛成し、新規作業として第 36 回総会に提出し、新規採択を諮ることに合意した。また、電子作業部会を立ち上げて検討することにも合意した。本電子作業部会の議長は韓国が務め、共同議長をカナダが務めることとなった。第 36 回総会において、新規作業として承認された。

#### （対処方針）

日本で生産されている Ginseng（人参）は、高麗人参（*Panax Ginseng C. A. Meyer*）である。平成 23 年（2011 年）の日本における Ginseng の生産量は約 2 トンに留まっているところ。生産地は福島、長野及び島根の中山間地域にて栽培されているが、栽培期間が 6 年にもわたるため生産者は年々減少。人参の最終用途としては、食用と薬用にそれぞれ 1 : 1 で流通しているが、薬用向けについては卸売御者に売り渡した後は薬品として流通。食品として流通するものについてはサプリメントなどの健康食品などの製造事業者に供給。中国、韓国で生産量が多く、北米ではカナダなどが生産が多い。日本としては需要に供給が追い付かず、輸入をしているところである。現行の地域規格の内容は、我が国の人参製品生産・輸出に支障がないところ、特に輸入量の多い、中国や韓国の意見を尊重しながら適宜対処したい。

### 議題 7. 加工果実・野菜の食品添加物規定

#### （経緯）

現在部会で策定している規格案における添加物規定の検討及び既に規格化されたもののうち、改訂が必要な個別食品規格の添加物規定の見直し作業を行っているもの。

今次部会では、果実及び野菜漬物、たけのこ缶詰、マッシュルーム缶詰の添加物規定について検討される予定である。

#### (対処方針)

日本におけるたけのこ缶詰、マッシュルーム缶詰については、日本国内の生産量はそれぞれ3.5千トン、0.4千トン、輸入量は80千トン、9千トンと輸入品が大半を占める状況。主要な輸入国はたけのこ缶詰が中国、タイなど、マッシュルーム缶詰は中国、インドネシア、オランダなどである。これらの国々の意見を尊重しながら適宜対処したい。

一方、果実及び野菜漬物については、一部企業から海外への輸出実績があることから、我が国における漬物製品への食品添加物の使用実態が規格に適切に反映されるよう適宜対処したい。

### 議題8. 果実及び野菜漬物規格の充填剤規定

#### (経緯)

果実及び野菜漬物規格における野菜漬物の充填剤規定に関しては、策定中であった「野菜缶詰の充填剤のためのガイドライン」を規格に引用する予定であったが、第24回部会(2008年)において、独立したガイドラインの策定を中止し、野菜缶詰の規格本体の中にも含めることに合意した。このため、果実及び野菜漬物規格の充填剤については、新たな規定を同規格中に策定するか、野菜缶詰の規格中の充填剤規定を引用するかが検討されることとなった。

第25回部会(2010年)及び前回部会(2012年)において検討時間が取れなかったため、サーキュラーレターを発出し、コメントを求めて今次部会で検討することとなった。

#### (対処方針)

果実及び野菜漬物規格における充填剤規定については、一部企業から海外への輸出実績があることから、我が国における漬物製品への充填剤の使用実態が規格に適切に反映されるよう適宜対処したい。

### 議題9. 乾燥製品の規格策定に関する討議文書

#### (経緯)

前回部会において、1980年代に作成された干しブドウ、干しアンズ、ピスタチオ等の乾燥製品の規格の改訂が必要かどうか、また、新たに規格を策定すべき乾燥製品があるかを検討するため、ブラジルが討議文書を準備することとなった。

#### (対処方針)

干しブドウ、干しアンズ、ピスタチオ規格については、事業者から現在のところ、これらの規格によって輸出に支障あるとの報告がないところ。資料未着のため詳細は不明だが、新たな規格の策定については、事業者からも情報を得つつ適宜対処したい。